

マーケティング事業助成金取扱要領

1. 助成金の趣旨

企業の商品戦略、価格戦略、プロモーション、流通経路といったマーケティング戦略、販路拡大を支援するものです。

2. 助成対象

種類	対象事業	対象者	要件
①	市場調査、消費者モニター調査、クラウドファンディング（購入型に限る。）等	製造業者	1 自社で開発する製品又は開発した製品であること。 2 市税を滞納していないこと。
②	展示会・見本市等（オンラインで実施するものを含む。）への出展	事業者	1 出展の際に展示販売等を行わないものであること。 2 市が主催又は共催する展示会・見本市等でないこと。 3 主たる目的が事業者間取引（B to B）であること。 4 市税を滞納していないこと。 ※ 実地開催のものが新型コロナウイルス感染症対策のため、オンライン開催となった場合は助成対象とする。ただし、元々オンライン開催のものは対象外とする。

※ 事業者とは、会社法上の会社及び営利を目的とし税務署長に開業届出書を提出している個人事業主をいう。

3. 助成内容

種類	助成金の額	限度額	対象経費（全て消費税を含める）
①	対象経費に100分の20を乗じて得た額以内	1の年につき 100万円	1 委託料 2 広告作成料 3 手数料 4 その他調査にかかった費用（自社で行うものを除く。） ※3については、クラウドファンディング（購入型に限る。）を活用した場合に限る。
②	対象経費に100分の50を乗じて得た額以内	1の年につき 50万円	展示会・見本市等への出展における小間料及び主催者が設定する小間料のオプション（日本円以外で支払いがされており、支払い時における日本円に対する換算レートが添付書類等に記載のない場合は、支払い月に適用される財務大臣が日本銀行本店において公示している基準外国為替相場及び裁定外国為替相場を用いて日本円に換算する。）

※ 助成金算定額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。

※ 年度毎の限度額の累計は、当該年度の交付申請に対する額の合計とする。

※ 対象経費は、飲食に係る経費を除いた額とする。

4. 申請期限

種類	交付申請期限
①	助成対象事業の完了した日から90日以内 （実質的に当該事業を終えた日及び支払いの日のうち、遅い日から90日以内）
②	

5. 助成金の申請手順及び提出書類

①

手 続	提 出 書 類	
事業の着手 ↓ 事業の完了 ↓ 助成金の交付申請 ↓ 交付決定通知書受理 ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ 助成金請求書提出 ↓ 助成金の交付	交付申請時の提出書類	備 考
	助成金交付申請書	【第6号様式】
	市税等調査承諾書	【市様式】 ※要代表者印
	調査等の報告書の写し	外国語の場合は必要部分の訳文を添付
	請求書、契約書又は社内支払帳票の写し	左記がない場合は、見積書、社内決裁などの、事業の投資内容を証する書類の写し
	領収書の写し	左記がない場合は、銀行振込確認書や手形の耳の写しなどの、事業の支出を証する書類の写し
	その他	上記書類以外に必要と認めた場合は、追加書類の提出を求める場合がある。
	助成金請求時の提出書類	備 考
	請求書	【第13号様式】
	助成金交付決定通知書の写し	

②

手 続	提 出 書 類	
事業の着手 ↓ 事業の完了 ↓ 助成金の交付申請 ↓ 交付決定通知書受理 ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ 助成金請求書提出 ↓ 助成金の交付	交付申請時の提出書類	備 考
	助成金交付申請書	【第6号様式】
	市税等調査承諾書	【市様式】 ※要代表者印
	出展する展示会等のパンフレット又はチラシ	場所、日時の記載があるもので、外国語の場合は必要部分の訳文を添付
	出展者一覧	左記がない場合は、名入レイアウト図
	請求書、契約書又は社内支払帳票の写し	左記がない場合は、見積書、社内決裁などの、事業の投資内容を証する書類の写し
	領収書の写し	左記がない場合は、銀行振込確認書や手形の耳の写しなどの、事業の支出を証する書類の写し
	その他	上記書類以外に必要と認めた場合は、追加書類の提出を求める場合がある。
	助成金請求時の提出書類	備 考
	請求書	【第13号様式】
	助成金交付決定通知書の写し	

6. 備考

この要領は、春日井市商工業振興条例施行規則（昭和62年春日井市規則第19号）別表第3（第5条関係）に定めるマーケティング事業助成金の取扱について必要な事項を定めるものとする。

7. 問い合わせ

春日井市産業部企業活動支援課

電話 0568-85-6247

FAX 0568-84-8731

Eメール kigyo@city.kasugai.lg.jp